



### 3. 新株予約権の内容

ストックオプションとして取締役割り当てる新株予約権の内容は、以下のとおりです。

なお、新株予約権の発行は、当社取締役が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の公正価値相当額である払込金額を相殺することにより行うことから、有利な条件による発行には該当しません。

#### (1) 新株予約権の総数

574 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の数の上限とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社の普通株式 57,400 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行うことにより株式数の変更をすることが適切な場合には、必要と認める調整を認めるものとする。

#### (3) 新株予約権の割当時期及び方法

割当時期及び方法は取締役会の決議によるものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 50 年以内とする。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要することとする。

#### (7) その他新株予約権の行使の条件

上記 (5) にかかわらず、新株予約権者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に新株予約権を行使することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上